

公共事業優先順位基準

平成31年4月

浜松市土木部

－ 目 次 －

1. 概要

- | | | |
|----|----------|------|
| 1. | 目的 | P. 2 |
| 2. | 事業の分類 | |
| 3. | 優先度の評価方法 | |
| 4. | 評価判定 | |
| 5. | その他 | |

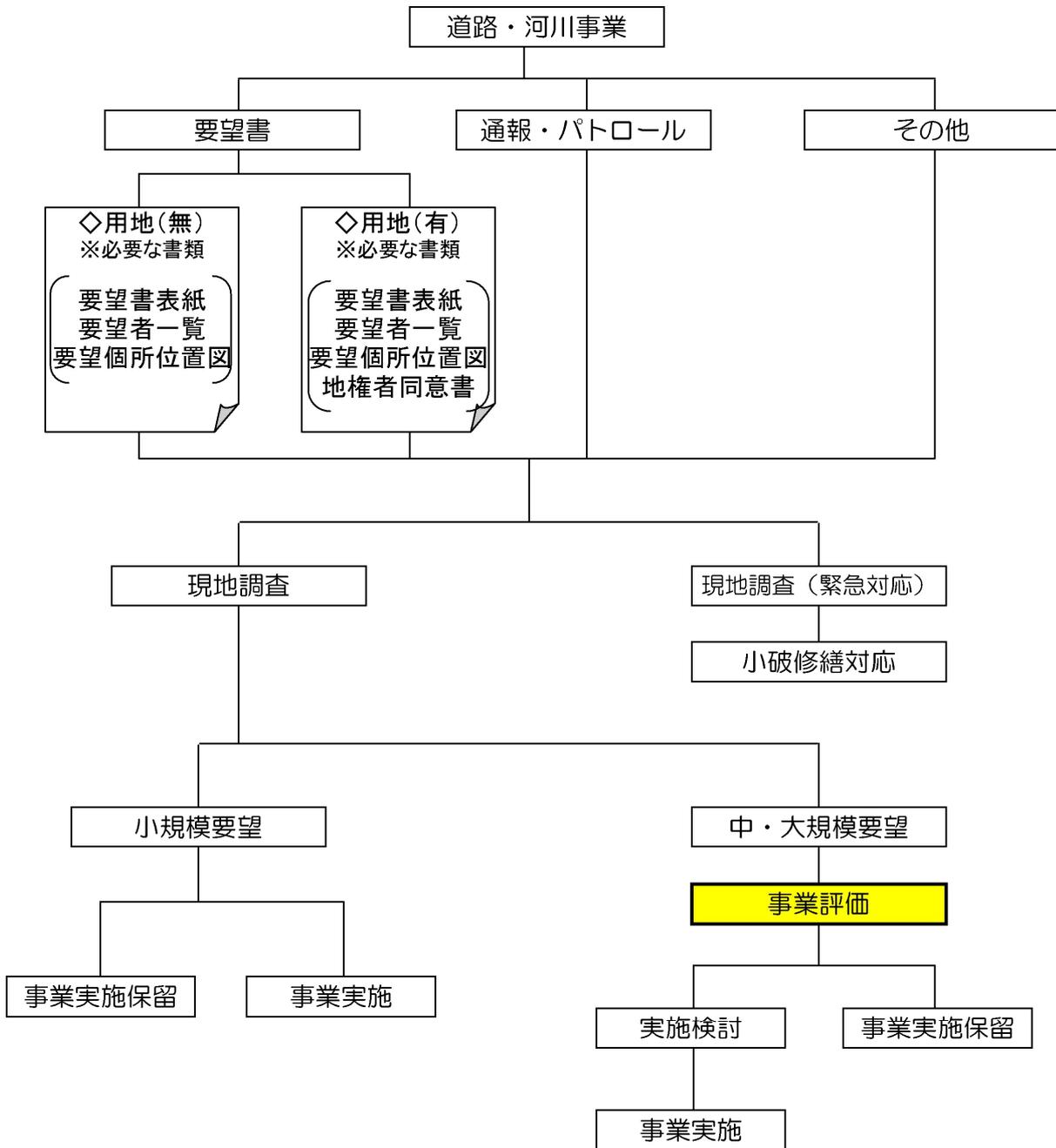
2. 事業フロー

3. 分類体系

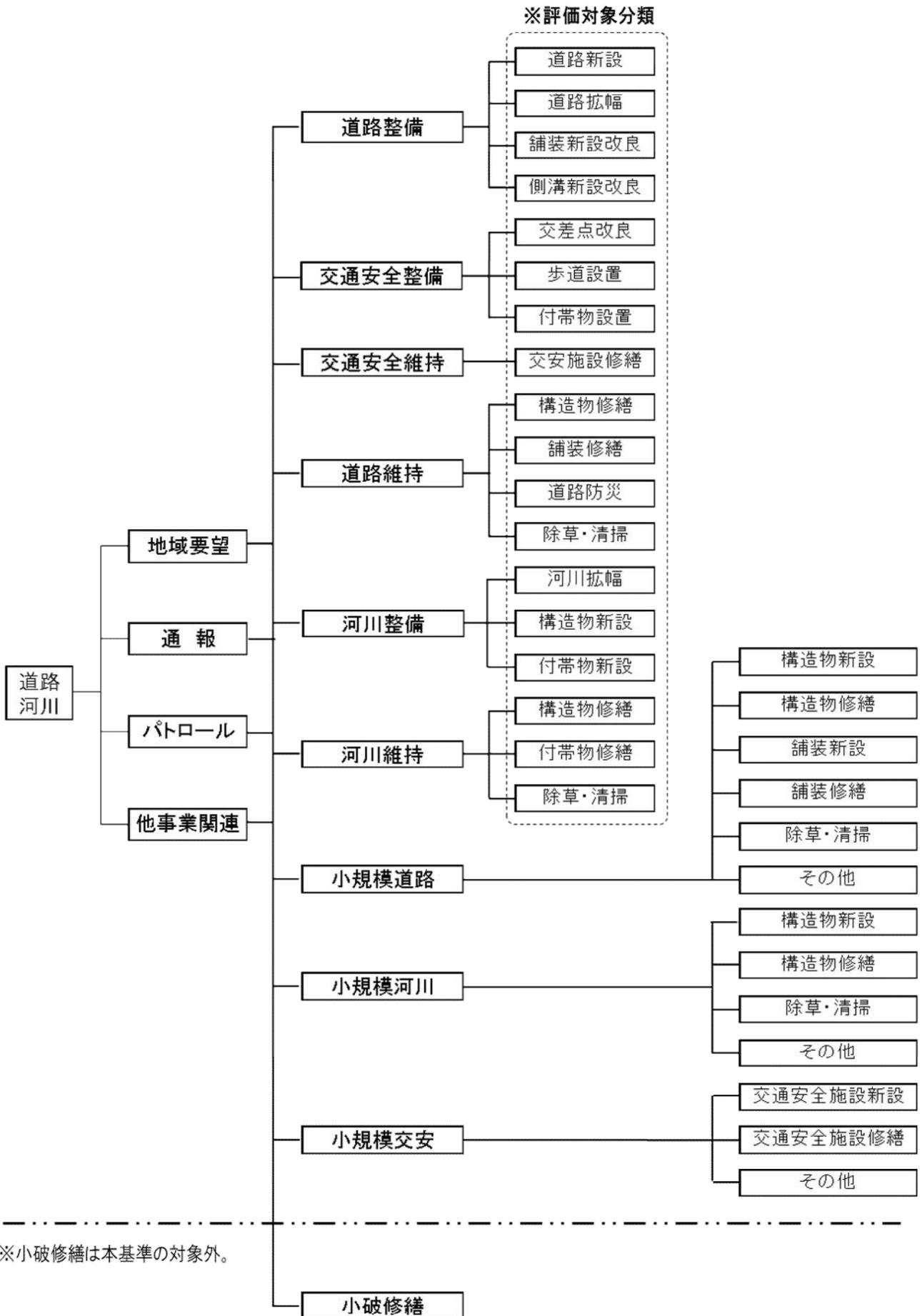
4. 事業評価

- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1. | 道路整備 | 「A」 | P. 5 |
| 2. | 道路維持 | 「B」 | P. 6 |
| 3. | 交通安全整備 | 「C」 | P. 7 |
| 4. | 交通安全維持 | 「D」 | P. 8 |
| 5. | 河川整備 | 「E」 | P. 9 |
| 6. | 河川維持 | 「F」 | P. 10 |

- 2. 事業フロー -



- 3. 分類体系 -



— 事業評価 —

□道路整備「A」

○評価の基本的な考え方

道路の区分、交通状況など、当該道路の基本的な役割と利用状況を踏まえ、構造的な視点からの必要性和安全性や走行性等の利用環境の改善について評価を行う。

□評価項目

整理番号	評価項目	配点	評価基準
A1	道路区分	25	基幹ネットワークに該当する。(5環状11放射道路又は代替機能道路)
		25	緊急輸送路又は幹線避難路に該当する。
		10	幹線道路に該当する。(国道、1・2級市道等の地域間を結ぶ道路)
		5	生活道路に該当する。
A2	交通状況	25	交通量が多く、代替道路が無い。
		20	交通量は少ないが、代替道路が無い。
		10	周辺に代替道路がある。
	※通行状況の目安		交通量が少ない＝「3分間以上、車両が通過しないことがある。」500台/日以下
A3	道路構造	25	排水施設が未整備又は改良(破損・容量不足)が必要。
		15	舗装がされていない又は改良(交通量増加等による耐久機能強化)が必要。
		10	道路幅員が4m未満。(側溝を含む)
		0	該当しない。
A4	道路環境	25	走行性の向上に寄与する。(視距、線形の改善等)
		15	交通の分散化に寄与する。
		10	段差解消、路肩スペースの確保等の道路環境改善に寄与する。
		0	該当しない。

－ 事業評価 －

□道路維持「B」

○評価の基本的な考え方

(道路維持(舗装修繕以外) 整理番号:B1～B3)

道路構造及び機能についての状況や地形的な要因を踏まえ、通行への影響について評価を行う。

(舗装修繕 整理番号:B4～B6)

舗装の特定点検結果を踏まえ、舗装修繕の必要性について評価を行う。

□評価項目

道路維持(舗装修繕以外)の評価			
整理番号	評価項目	配点	評価基準
B1	道路構造 (舗装修繕以外)	35	構造の破損や地形的要件により、通行に支障がある、または、恐れがある。
		25	構造の破損や地形的要件により、通行への影響が想定される。
		15	経過観察が必要。
		5	構造的な問題は無い。
		0	舗装修繕のため評価対象外。
B2	排水機能 (舗装修繕以外)	35	排水機能が不足しており、大雨等で冠水することがある。
		25	側溝等の破損で排水機能が低下し、大雨等で冠水することがある。
		15	轍等により、路面排水に支障がある。(水溜りができる)
		0	該当しない。
		0	舗装修繕のため評価対象外。
B3	周辺状況 (舗装修繕以外)	30	迂回路が無い。
		25	迂回路はあるが、日常生活に影響を及ぼす。
		25	迂回路が通学路や住宅街になる。
		5	日常生活に影響が無い程度で迂回できる。
		0	舗装修繕のため評価対象外。

舗装修繕の評価			
整理番号	評価項目	配点	評価基準
B4	特定点検※ (舗装修繕)	50	Ⅲ判定※
		30	Ⅱ判定※
		0	Ⅰ判定※
		0	道路維持(舗装修繕以外)のため評価対象外。
B5	Ⅲ判定の場合 (舗装修繕)	50	速やかに措置が必要。(通行に支障がある、または可能性が極めて高い)
		30	早期に措置が必要。(通行に支障となる可能性がある)
		5	経過観察としてよい。
		0	道路維持(舗装修繕以外)のため評価対象外。
B6	Ⅱ判定の場合 (舗装修繕)	20	分類B路線※であり予防保全として措置することが望ましい。
		0	措置不要。
		0	道路維持(舗装修繕以外)のため評価対象外。

※浜松市舗装維持ガイドライン(平成30年9月)参照

－ 事業評価 －

□交通安全整備「C」

○評価の基本的な考え方

道路の役割(位置付け)など、当該道路の利用環境を踏まえ、交通事故や安全性の視点から、評価を行う。

□評価項目

整理番号	評価項目	配点	評価基準
C1	道路の役割	20	以下のいずれかに該当する道路。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校指定通学路 ・交安法指定通学路 ・あんしん歩行エリア内 ・事故危険箇所指定箇所 ・ゾーン30指定区域内 ・事故多発交差点(浜西市交差点事故等削減対策部会選定交差点) ・スクールゾーン内(小学校の半径 500m以内の区域) ・(UD 化の場合)バリアフリー重点整備地区内 ・(自転車の場合)自転車総合ネットワーク路線
		10	医療施設、公共施設等へのアクセス道路。
		0	該当しない。
C2	交通事故削減	30	交通事故が多く発生しており、道路構造に起因すると推測される。
		15	交通事故は多く発生しているが、人的要因によるものと推測される、又は、交通事故の発生が少ない。
		0	交通事故は発生していない。
C3	安全性の確保	30	歩行者等の交通弱者の安全性に大きく寄与する。 (歩道の連続性が確保される、近隣に代替となる路線がない等)
		20	車両交通の安全性向上や円滑化に寄与する。(交差点、視距の改善)
		15	UD 化(段差解消等)や道路環境の改善に寄与する。
		0	該当しない。
C4	道路区分	20	緊急輸送路又は幹線避難路に該当する。
		10	避難所又は地域防災拠点の半径 500m以内
		0	該当しない

－ 事業評価 －

□交通安全維持「D」

○評価の基本的な考え方

交通安全施設機能についての状況や道路の役割(位置付け)など、当該道路の利用環境を踏まえ、交通事故や安全性の視点から、評価を行う。

□評価項目

整理番号	評価項目	配点	評価基準
D1	施設機能	30	施設の老朽化・破損等により本来の機能が失われている。
		20	施設の老朽化・破損等が見られ、本来の機能の一部が失われている。
		10	施設の老朽化・破損等は見られるが、本来の機能に問題はない。
D2	道路の役割	20	以下のいずれかに該当する道路。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校指定通学路 ・交安法指定通学路 ・あんしん歩行エリア内 ・事故危険箇所指定箇所 ・ゾーン30指定区域内 ・事故多発交差点(浜松市交差点事故等削減対策部会選定交差点) ・スクールゾーン内(小学校の半径 500m以内の区域) ・(UD 化の場合)バリアフリー重点整備地区内 ・(自転車の場合)自転車総合ネットワーク路線
		10	医療施設、公共施設等へのアクセス道路。
		0	該当しない。
D3	道路利用者への影響	25	施設の老朽化、破損等が原因と推測される交通事故等が発生している。
		15	施設の老朽化、破損等を原因と推測される交通事故等は発生していないが、道路利用者への影響が大きい。
		0	道路利用者への影響はない。
D4	安全性の確保	25	歩行者等の交通弱者の安全性に寄与する。 (通行空間、照明灯、防護柵等による安全の確保)
		20	交通の安全性向上や円滑化に寄与する。(交差点、走行性、視距の改善)
		15	UD 化(段差解消等)や道路環境改善に寄与する。

－ 事業評価 －

□河川整備「E」

○評価の基本的な考え方

川の区分、浸水被害状況など、当該河川の基本的な役割と被害状況を踏まえ、河川整備の必要について、評価を行う。

□評価項目

整理番号	評価項目	配点	評価基準
E1	河川区分	20	二級・準用河川に該当する。
		10	普通河川に該当する。
E2	被害の状況	20	過去 10 年間に床上浸水被害が発生。
		15	過去 10 年間に床下浸水被害が発生。
		10	過去 10 年間に道路冠水被害が発生。
		0	浸水被害なし。
E3	河川の状況	25	未整備。
		15	一次整備済。(50 mm/h 未満の対応)
		10	一次整備済。(50 mm/h 以上の対応)
E4	土地利用	20	市街化区域。
		15	市街化区域外。(流域の宅地率 50%以上)
		10	市街化区域外。(流域の宅地率 50%以下)
E5	自然環境	5	多自然川づくりを実施する。
		0	多自然川づくりを実施しない。
E6	その他	10	関連事業等がある。
		0	関連事業等がない。

－ 事業評価 －

□河川維持「F」

○評価の基本的な考え方

河川の区分、施設状況など、当該河川の周辺状況を踏まえ、市民への影響について評価を行う。

□評価項目

整理番号	評価項目	配点	評価基準
F1	河川区分	30	二級・準用河川に該当する。
		10	普通河川に該当する。
F2	河川の状況	30	以下に該当し治水に重大な影響がある。 ・河道内に土砂が堆積している。 ・河道内に雑草・樹木等が繁茂している。 ・河道が洗掘している。 ・護岸、樋門等の施設が劣化・老朽化している。
		10	治水に影響はあるが、追跡調査が必要。
		0	上記に該当しない。
F3	周辺の影響	25	住宅地に影響あり。
		20	道路、通学路、船舶に影響あり。
		10	田畑等に影響あり。
F4	自然環境	5	多自然川づくりを実施する。
		0	多自然川づくりを実施しない。
F5	その他	10	関連事業等がある。
		0	関連事業等がない。